

公 示

「災害時における河川等災害応急復旧業務に関する協定」の申請について
標記について、協定締結に参加希望される方は下記により申請書類を提出して下さい。

平成24年3月9日

国土交通省関東地方整備局
利根川ダム統合管理事務所長
川村 俊一

記

1. 協定の目的

利根川ダム統合管理事務所が管理する河川施設等（以下「河川等」という。）において発生した災害の応急復旧に関し、これに必要な建設機械資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

2. 協定内容

- (1) 協定書別冊のとおり
- (2) 協定範囲別紙の利根川ダム統合管理事務所直轄管理区間
 - ① 藤原ダム管理支所管内
 - ② 相俣ダム管理支所管内
 - ③ 藪原ダム管理支所管内

3. 申請者の条件

関東地方整備局（港湾空港関係を除く）平成23・24年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件を全て満足する者とする。

- (1) 予決令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）平成23・24年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち、**一般土木工事（等級は問わない）又は維持修繕工事に登録されていること。**
- (3) 資料の提出から協定締結までに関東地方整備局長から工事請負契約にかかる指名

等の措置要領にもとづく指名停止期間中でないこと。

- (4) 本社・本店又は支店の所在地が群馬県内にあること。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4. 協定期間及び協定社数

協定期間：協定締結の日から平成27年3月31日まで

協定者数：各ダム毎に複数者

5. 申請書類

- (1) 申請書様式－1
- (2) 調査票様式－2－1～4

※調査票は平成24年3月1日現在で作成する。

6. 申請書類の提出

申請書類は下記の受付期間内に受付場所に持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(1) 受付期間

平成24年3月9日（金）から平成24年3月30日（金）までの土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く8時30分から17時15分とする。

(2) 受付場所

〒371-0846 群馬県前橋市元総社町593-1
国土交通省利根川ダム統合管理事務所 管理課
TEL 027-251-2022

7. 審査基準

審査は、下記の欠格対象に該当する場合には欠格とします。

●欠格の対象

- ①災害復旧のための技術者（1・2級土木施工管理技士等の資格を有する）の確保として、自社の技術者が0人の場合。
- ②災害復旧のための作業員の確保として、自社又は協力会社合わせて、0人の場合。
- ③平成18年度以降、関東地方整備局発注（港湾空港関係を除く）工事の工事成績の平均点が60点未満の場合申請書に基づき下記における評価項目についてそれぞれ評価を行い、優位の者を選定します。

※実績がない場合でも、欠格にはなりません。

なお、多数の応募があった場合は、申請書に基づき下記における評価項目についてそれぞれ評価を行い、優位の者を選定します。

評価項目	評価基準	評価点
① 災害時の体制		
災害復旧のためのバックホウ（0.45m ³ 以上）の確保（リース等含む）について ※「リース等」とは、リース及び協力会社を言う、以下同じ。	4. 0台以上	10
	2. 0～3. 5台	5
	0. 0～1. 5台	0
	注）リース等は1台に対して0. 5台として評価する。	
災害復旧のためのブルドーザ（3t以上）の確保（リース等含む）について	4. 0台以上	10
	2. 0～3. 5台	5
	0. 0～1. 5台	0
	注）リース等は1台に対して0. 5台として評価する。	
災害復旧のためのダンプトラック（2t車以上）の確保（リース等含む）について	10. 0台以上	10
	5. 0～9. 5台	5
	0. 0～4. 5台	0
	注）リース等は1台に対して0. 5台として評価する。	
災害復旧のための移動式クレーン（4.9t吊以上）の確保（リース等含む）について	2. 0台以上	10
	0. 5～1. 5台	5
	0台	0
	注）リース等は1台に対して0. 5台として評価する。	
災害復旧のための資材備蓄（リース等含む）について	3種類	10
	2種類	7
	1種類	3
	なし	0
	注）評価対象 ① 砕石・栗石200m ³ 以上 ② 大型土のう袋（容量1m ³ ）100袋以上 ③ 敷鉄板（厚さ22mm、1.5m×6m）100枚以上 以上の3種類を評価する	

② 人員の確保		
災害復旧のための技術者の確保について。 なお、技術者の資格は次のどれかの資格を有するものとする。 ・1級又は2級土木施工管理技士 ・1級又は2級建設機械施工技士 ・技術士（建設部門、農業土木、森林土木、総合技術監理部門のいずれか）の資格を有する者	（自社）技術者20人以上	10
	（自社）技術者10人以上20人未満	5
	（自社）技術者1人以上10人未満	0
	（自社）技術者0人	欠格
災害復旧のための作業員の確保について	作業員20人以上	10
	作業員10人以上20人未満	5
	作業員0.5人以上10人未満	0
	作業員0人	欠格
	注) 協力会社の作業員は、自社の作業員1人に対して0.5人として評価する。	
③ 協定締結状況		
申請時における他事務所、県及び市町村との協定締結状況	0～2件	10
	3～4件	5
	5件以上	0
④ 工事の実績		
平成13年度以降、利根川ダム統合管理事務所発注における工事で元請けとしての施工実績	5件以上	10
	1～4件	5
	0件	0
平成13年度以降、利根川ダム統合管理事務所発注における工事で元請けとしての河川維持修繕工事の施工実績	あり	10
	なし	0
平成18年度以降、関東地方整備局発注（港湾空港関係を除く）工事の工事成績の平均	65点以上	10
	60～65点未満	0
	60点未満	欠格

点。(平成18年4月1日以降完成引き渡し完了した工事成績評定)	実績なし ※欠格にはなりません。	0
⑤ 地理的条件		
本社・本店又は支店から最寄りの管内ダム管理支所までの直線距離	5 km以内	50
	5 kmを超え10 km以内	25
	10 kmを超え15 km以内	10
	15 kmを超え30 km以内	5
	30 km超え	0
⑥ 災害時の事業継続力認定		
関東地方整備局が「災害時の基礎的事業継続力を備えている建設会社」として認定した会社	認定あり	30
	認定なし	0
	※申請中の会社は、当方で認定後確認し評価する。	

8. 締結通知

「災害時における河川等災害応急復旧業務に関する協定」の締結及び非締結についての通知は、申請者へ書面をもって通知するとともに、利根川ダム統合管理事務所の掲示板に掲示する。

なお、評価点については公表をおこなわない。

9. その他

- (1) 協定締結会社は「総合評価落札方式」における技術評価点の「地域貢献度」で加点評価する。
- (2) 申請書類に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 申請書類の請求は、郵送には応じない。
- (4) 提出された申請書類調査票は、当目的以外に使用することはない。
- (5) 提出された調査票は、返却しない。
- (6) 申請書類に関する問い合わせは、6. の受付場所と同じ。
- (7) 管内ダム管理支所の所在地等
 - ①藤原ダム管理支所
群馬県利根郡みなかみ町夜後26 電話；0278-75-2006
 - ②相俣ダム管理支所
群馬県利根郡みなかみ町相俣1493 電話；0278-66-0034

③ 蕨原ダム管理支所

群馬県沼田市利根町園原2378

電話 ; 0278-54-8012

なお、申請書類は、利根川ダム統合管理事務所ホームページよりダウンロードして下さい。「<http://www.ktr.mlit.go.jp/tonedamu/>」